

「笛吹くあどの事」

竹 本 幹 夫

大藏虎明本に「吹取」という狂言がある。

「釣針」など同工の申し妻物の現行「吹取」とは同名異曲で、女に化けた狐が夜毎に笛を

所望に現れ、やがて正体を見破られるという単純な筋書の小品である。登場人物は笛吹き

の男と狐女との二人。男は名ノリの後に「大臣柱のかたへ行、ねとりをふく」と、それに

ひかれて女が登場し、「舞、つしま、ゆりなど所望する」。女の誘いでその住処へ案内される途中で女をとらえ、「うへにかつきたる

きる物をと、うはぎのおびをとときみれば、きつねなるによつて、おい入。女はばけがあ

らはれてから、こんこんといふてにげいる」。きわどい趣向の曲で、虎明以後靡曲化された

らしい。男の吹く音取で女が登場する演出、男との争いの中に女が被衣をとる設定は、別

曲である現行「吹取」（祖型は和泉流系）とも共通する。

現行「吹取」では何某（アド）が笛を吹くが、そうでない場合は笛方が別に出てつけ笛

をする（『狂言総覧』他）。これに対し虎明本

「吹取」について、同人編『わらんべ草』第47段の注には、次のごとくある。

笛吹くあどの事ハ、奏者方、其外少づ、の事、笛の役なり。ふきとりと云狂言ハ

笛吹ならでハならず。是しやうこなり。この記事に続けて大・小・太鼓の役者に「順

の舞所望して舞はせし事」を述べるのを見ても、右の一文が、笛役者が男の役に見て

の狂言に登場することを主張したものであることは確実視される。右の注記は明暦四年に

観世宗与に虎明自身が語った話の再録のごとくであり、これを信すれば、江戸前期までは

「吹取」のアドには笛役者が登場する形が一般的であったことになる。

ところでこの注に対する『昔語』の本文は其上笛ハ狂言のあどなり。狂言により笛

吹ならでハならぬ事あり。あどなき時出るは勿論なり。

である。曖昧で比喩的印象の第一行を、第二

行と第三行とでそれぞれ説明する構成の一文

であるが、やはり具体性に欠けるため、後に前掲の注を付加したのである。第二行「笛

吹ならでハならぬ」狂言の実例が「吹取」なのであるうし、第三行は注の「奏者方……笛

の役なり」が対応する記述なのである。この「奏者方」云々の一文は、「あどなき時出

るは勿論なり」の一文と重ねあわせると、アドの中でもごく軽いものは笛吹の代演する場

合があったことを示すものらしい。勿論、笛を吹く役柄で登場するというのであろう。た

だし、奏者の登場する百姓狂言を虎明本によって参照しても、一般的に百姓狂言には笛の

舞の入ることが少なくないのではあるが、奏者が笛を吹いた形跡など皆無である。さらに

虎明本「吹取」に実際に笛役者が出演したとの先の同人の主張も、必ずしも全面的に信じ

がたい点がある。現行「吹取」の演出の方がより自然であるし、実はこれと同様の演出で

あったのを、あたかも笛役者が登場人物であるかのごとくに記述してしまったのが、『わ

らんべ草』第47段の注記だったのではあるまいか。笛吹がアドを勤めるといふ一般例

に関する注記にしても、曲中で笛の演奏のある狂言の存在を背景にした付会の説である疑

いが強いのである。

山口の由良家や肥後中村家に伝存する慶長

年中穴戸伯耆守奥書の『笛秘伝書』は、由良家蔵の別本の奥書を信ずれば、千野与一左衛門尉親久より伝来した古伝書ということになるが、その下巻に、「あいの事しりつれば、ミテ時分しりて、笛の色えを吹かくるためによき也。狂言も、しれバ笛の吹所知テよきなり。むかしハ笛吹ハあどの役をしたる也」とある。『昔語』よりもさらに簡略な記事であり、文字通り解せば笛吹が狂言のアドを演じた証拠となつてしまふそうであるが、むしろ『昔語』の「笛ハ狂言のあどなり」との比喩的表現の方が本来の意味に近いのではなからうか。囃子と狂言とが実は無縁ではないことを強調すべく、「笛は狂言のあどなり」の一句があり、それが伝流の過程で『笛秘伝書』の様な不可解な形に変化したのではあるまいか。ただし、虎明が笛伝書を所持してその影響を強くうけていたらしいことや、第47段の引用が笛役者主体の記述であることから、この説は笛方系統の秘伝として伝流していたものを、虎明が引用したのだと考えられよう。笛役のアド上演の証拠とされるいくつかの事例は、笛と狂言との関連を主張した比喩的表現が虎明に誤解され、意図的に拡大解釈された付会の説とみなすべきであろう。

慶長初年以前の内容の笛伝書『矢野一字聞書』に、次のごとき記事が見える。

狂言、高音ヲフカウ、又ユリヲフカウナド、云。狂言ノ云時ハ、高音ナラバ高音、ユリナラバユリヲ、飽相ニ吹可。渡拍子ニテイナウ、ナド、イワバ、渡拍子可吹ナリ。

笛の手を次々に所望する虎明本「吹取」もここに例示されたものの一類といえよう。笛役者はあくまでつけ笛を担当するのであり、自ら立役として狂言に登場することは度外視されている。「笛物狂」などのごとく、登場人物が笛などの楽器を演奏することが一曲の眼目をなす作品は、能と狂言とを問わず、少ない。それらはあくまで立役の演奏に意味があり、囃子方が立役となつても喝采を浴びることはなかったであろう。少なくとも、酒宴の場面に即興的に後座の囃子方を引っぱり出す座興はあり得ても、笛役者が恒常的にアドを勤める様な構想の作品は無理であろう。登場人物自身が演奏する形から次第に囃子方に実際の演奏を任せてしまつていたる時代に『矢野一字聞書』の説は反映している。「吹取」の場合は、現行「吹取」の演出から考えても江戸前期までは狂言役者の吹奏がたまたまだったのであろう。こうした具体例の存在を、芸系の異なる古伝の解釈に援用した付会の説が「笛吹くあどの事」だったのである。

(たけもと みきお 実践女子大学講師)